

2025(令和7)年度  
千 秋 町 連 区  
諸 団 体 役 員 総 会

一宮市社会福祉協議会千秋支会 ほか



日時：2025(令和7)年4月22日(火)

場所：千秋公民館 大会議室

# 総 会 次 第

1. 開会のことば

2. 連区町会長代表者あいさつ

3. 協議事項

(1) 2025(令和7)年度諸団体役員の選任について

①一宮市社会福祉協議会千秋支会

②一宮市高齢者の生きがいと健康づくり推進協議会千秋支部

③千秋町連区交通安全会

④千秋町連区防犯委員会

⑤千秋町地域学校外活動推進委員会

(2) 2025(令和7)年度事業計画(案)について

(3) 2025(令和7)年度収支予算(案)について

(4) その他

4. 閉会のことば

## 2025(令和7)年度 一宮市社会福祉協議会千秋支会役職名簿

役職名	所属団体等
支会長	連区町会長代表者
副支会長	連区町会長副代表者・民生児童委員協議会会長・連区女性部長
顧問	市議会議員・地域づくり協議会会長
参与	人権擁護委員
会計	町会長会会計
監査	民生児童委員協議会会計・連区女性部副部長
理事	町会長会監事・民生児童委員協議会副会長及び監事・連区女性部支部長 公民館長・老人クラブ連合会長・児童育成協議会長
評議員	町会長・民生児童委員・連区女性部・公民館副館長・児童育成協議会副会長・ 老人クラブ連合会のうち上記以外の者

## 2025(令和7)年度 一宮市高齢者の生きがいと健康づくり推進協議会千秋支部役職名簿

役職名	所属団体等
支部長	老人クラブ連合会長
副支部長	連区町会長代表者・民生児童委員協議会会長・公民館長・連区女性部長・ 児童育成協議会長
顧問	市議会議員・地域づくり協議会会長
参与	小中学校長・人権擁護委員
会計	町会長会会計
監査	民生児童委員協議会会計・連区女性部副部長
理事	連区町会長副代表者・町会長会監事・民生児童委員協議会副会長及び監事・ 連区女性部支部長・公民館副館長・老人クラブ連合会副会長
委員	町会長・連区女性部・老人クラブ連合会のうち上記以外の者

## 2025(令和7)年度 千秋町連区交通安全会役職名簿

役職名	所属団体等
会長	連区町会長代表者
副会長	連区町会長副代表者・民生児童委員協議会会長・連区女性部長
顧問	市議会議員・地域づくり協議会会長
参与	小中学校長・人権擁護委員
会計	町会長会会計
監査	民生児童委員協議会会計・連区女性部副部長
理事	公民館長・老人クラブ連合会長・児童育成協議会長・地域交通安全活動推進委員
委員	町会長・民生児童委員協議会・連区女性部・公民館・老人クラブ連合会・児童育成 協議会・保育園長・保育園保護者会・小中学校PTA会長のうち上記以外の者

## 2025(令和7)年度 千秋町連区防犯委員会役職名簿

役職名	所属団体等
会 長	連区町会長副代表者
副会長	連区町会長代表者
監 査	民生児童委員協議会会計・連区女性部副部長
委 員	各町内選出防犯委員

## 2025(令和7)年度 千秋町地域学校外活動推進委員会役職名簿

役職名	所属団体等
会 長	連区町会長代表者
副会長	民生児童委員協議会会長・老人クラブ連合会長・児童育成協議会長
監 査	民生児童委員協議会会計・連区女性部副部長
委 員	公民館長・連区町会長副代表者・主任児童委員・小中学校長・小中学校PTA会長・スポーツ推進委員

# 2025(令和7)年度 事業計画(案)

## 1. 一宮市社会福祉協議会千秋支会事業

地域住民が一体となって社会福祉活動を推進し、地域福祉の増進と明るく住みよい環境をつくるため、次の事業を行う。

### (1) 敬老会の開催

10月4日(土) 千秋小学校

### (2) 「ひとり暮らし高齢者ふれあい事業」の実施

11月14日(金) 千秋公民館

### (3) 独居老人、寝たきり老人への歳末助け合い運動の実施

### (4) 各種団体への事業助成

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ① 千秋公民館      | ② 連区女性部     |
| ③ 老人クラブ連合会   | ④ 児童育成協議会   |
| ⑤ 消防団(南・北分団) | ⑥ 遺族会       |
| ⑦ 保護司会       | ⑧ 民生児童委員協議会 |
| ⑨ 青少年健全育成協議会 |             |

### (5) その他、千秋町連区住民の福祉の増進に必要な諸事業の推進

- |                 |           |       |
|-----------------|-----------|-------|
| ① 見守りネットワーク推進事業 | 5月26日(月)  | 千秋公民館 |
| ② 連区自主防災訓練      | 10月26日(日) | 千秋中学校 |
| ③ ちあき愛の献血運動     | 11月2日(日)  | 千秋公民館 |

## 2. 一宮市高齢者の生きがいと健康づくり推進協議会千秋支部事業

急速にすすむ高齢社会に対応するため、千秋町連区住民各層の参加協力を得て、相互の交流の中で連帯感を深め、高齢者が孤独感や疎外感を感じず、健康的で明るく、やすらぎのある生活を営むことができる地域づくりを推進するため、次の事業を行う。

### (1) 教養講座(末広大学)の開講

毎月8日を軸に、末広大学を開催し、新しい知識の習得に寄与するとともに高齢者相互の交流をはかる。

(2) スポーツ大会の開催

高齢者相互の交流を深め、体力の確保と健康で生きがいのある生活を営む一助とするため、スポーツ大会を開催する。

支部主催バードゴルフ大会 10月7日(火) いちい信金スポーツセンター

(3) 趣味クラブ活動の推進

趣味を通して世代間の交流を促進し、生活にうるおいをもたらす喜びを深める一助とするため、俳句・書道・囲碁・手芸・ゲートボールなど各クラブ活動を推進する。

(4) 町民運動会への参加

町民運動会の参加種目に年齢を問わず、高齢者にも参加しやすい競技種目を組み入れ、スポーツを通して世代間の交流を深めるとともに、高齢者の健康を促進する。

10月26日(日) 千秋中学校

(5) その他、在宅高齢者（独居、寝たきり）対策、老人福祉に関する諸事業の推進

### 3. 千秋町連区交通安全会事業

住民一人ひとりに交通安全意識の向上を訴え、悲惨な交通事故を防止し安全で住みよい町を築くため、次の事業を行う。

(1) 交通安全キャンペーンの開催

交通ルール・交通マナーの実践により、交通事故のない安全で快適な社会をつくるため、夏の交通安全市民運動期間にあわせて開催する。

7月16日(水) 町屋交差点

(2) 街頭監視活動の実施

連区住民の交通安全意識を高め交通事故を防止するため、交通安全市民運動期間にあわせて、佐野交差点において実施する。

4月10日(木)、7月16日(水)、9月26日(金)、12月5日(金)

(3) 交通安全対策の教材支給事業等

児童生徒の交通安全意識高揚を図り、通学の安全確保をできるよう、小・中学校に交通安全対策用品等購入のための補助金を交付する。

(4) その他、交通安全に関する諸事業の推進

#### 4. 千秋町連区防犯委員会事業

自主防犯体制の整備充実による地域安全活動の推進を目的とし、次の事業を行う。

(1) 連区防犯委員会の開催

地域住民の防犯意識の高揚と犯罪抑止につなげることを目的に防犯委員会を開催する。

(2) 年末警戒の実施

12月第2週と第3週の火、木曜日に支部毎に分け夜間パトロールを実施する。

(3) 小中学校への防犯対策用品支給事業

(4) パトロール隊への防犯対策費支給事業

千秋安全パトロール隊及び加茂防犯パトロール隊に対し、青パト等運用費を交付する。

#### 5. 学校外活動推進事業

子どもたちがより豊かな社会体験、自然体験を得ることができる場を、家庭、学校、地域が協力して子どもたちに提供することを目的とし、次の事業等を実施する。

- |                    |          |         |
|--------------------|----------|---------|
| ① 自然体験学習「うなぎつかみ大会」 | 千秋公民館    | 6月8日(日) |
| ② 世代間交流 ラジオ体操      | 老人クラブ連合会 | 7月夏休み期間 |
| ③ 学校外活動            | 各小学校PTA  | 11月中～下旬 |
| ④ 児童育成学校外活動        | 児童育成協議会  |         |

他

## 2025(令和7)年度 一宮市社会福祉協議会千秋支会予算(案)

収入の部

単位:円

項目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較 増△減	説明
1 補助及び交付金	7,498,500	7,566,800	△68,300	
1 社協千秋支会	6,148,500 (2,695,000)	6,196,800 (2,755,000)	△48,300	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域づくり協議会交付金 (2,695,000)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・敬老会事業費 2,000,000</li> <li>・見守りネットワーク事業 220,000</li> <li>・連区防災訓練事業 100,000</li> <li>・学校外活動推進事業 375,000</li> </ul> </li> <li>○支会活動費補助金 2,963,500                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・支会活動費 2,345,850 (500円×5,213世帯)×0.9</li> <li>・地域活動振興費 362,650 (500円×5,213世帯×0.1) +102,000円</li> <li>・児童福祉週間行事費 20,000</li> <li>・ボランティア活動地区推進事業費 40,000</li> <li>・ひとり暮らし高齢者ふれあい事業 (600円×225人)+60,000 195,000</li> </ul> </li> <li>○敬老の日行事費補助金 490,000 (対象約2,640人) 事業費450,000円 会場設営費40,000円 490,000</li> </ul>
2 高齢者の生きがいと健康 づくり推進協議会千秋支部	850,000 (850,000)	850,000 (850,000)	0	○地域づくり協議会交付金 (850,000)
3 千秋町交通安全会	300,000 (300,000)	300,000 (300,000)	0	○地域づくり協議会交付金 (300,000)
4 千秋町連区防犯委員会	200,000 (200,000)	220,000 (220,000)	△20,000	○地域づくり協議会交付金 (200,000)
2 雑収入	959	946	13	○貯金利息等 959
3 繰越金	606,541	980,254	△373,713	○前年度繰越金 606,541
合計	8,106,000 (4,045,000)	8,548,000 (4,125,000)	△442,000	

## 支出の部

単位:円

項目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較 増△減	説明
1 会務費	40,000	70,000	△30,000	
1 事務費	20,000	50,000	△30,000	○事務用品購入費 10,000 ○通信運搬費 10,000
2 会議費	20,000	20,000	0	○会議用茶菓代
2 社協千秋支会費	5,883,000	5,942,000	△59,000	
1 福祉活動費	4,192,000	4,171,000	21,000	
1 児童福祉費	375,000 (375,000)	355,000 (355,000)	20,000	○学校外活動推進事業 345,000 ○親子ものづくり教室(公民館) 30,000
2 老人福祉費	3,817,000 (2,220,000)	3,816,000 (2,220,000)	1,000	○敬老会事業費 3,234,000 記念品(800円×2,680人) 2,144,000 アトラクション費用 500,000 雑費 590,000 ○ひとり暮らし高齢者ふれあい事業 330,000 ○見守りネットワーク独居高齢者歳末慰問 1,100円×230人 253,000
2 地域振興費	1,686,000	1,766,000	△80,000	
1 防火防災事業費	100,000 (100,000)	180,000 (180,000)	△80,000	○自主防災訓練事業 100,000 ○防災資材購入費 0
2 地域づくり交付金	466,000	466,000	0	○千秋公民館事業交付金 466,000 ・学習発表会事業 ・女性学習事業 ・成人・高齢者学習事業 ・体育レクリエーション事業 ・家庭・青少年学習事業 ・魅力ある地域づくり事業
3 各種団体助成金	1,120,000	1,120,000	0	○女性部事業助成金 220,000 ○公民館運営助成金 150,000 ○民生児童委員協議会事業助成金 50,000 ○児童育成協議会事業助成金 200,000 ○老人クラブ連合会事業助成金 280,000

項目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較 増△減	説明
				○保護司会更生保護事業助成金 35,000
				○南北消防分団事業助成金 120,000
				○遺族会事業助成金 45,000
				○青少年健全育成事業助成金 20,000
3 諸支出金	5,000	5,000	0	○愛知県少年補導委員会連合会賛助会費
3 高齢者の生きがいと健康づくり推進協議会千秋支部費	1,117,000 (850,000)	1,220,000 (850,000)	△103,000	
1 教養講座費	807,000	850,000	△43,000	
1 講師謝礼	37,000	40,000	△3,000	○末広大学等講師謝礼
2 食糧費	70,000	70,000	0	○講師接待及び会議用茶菓代
3 教材費	30,000	30,000	0	○資料作成費
4 消耗品費	110,000	120,000	△10,000	○受講者おやつ代
5 通信運搬費	10,000	20,000	△10,000	○講師送迎用車代他
6 使用料	550,000	570,000	△20,000	○社会見学バス借上料
2 スポーツ大会費	110,000	120,000	△10,000	
1 報償費	60,000	60,000	0	○町民運動会賞品代(公民館会計繰入)
2 大会費	50,000	60,000	△10,000	○千秋支部バードゴルフ大会執行費
3 クラブ活動費	200,000	250,000	△50,000	○趣味クラブ講習会委託料(9クラブ)
4 千秋町交通安全会費	360,000 (300,000)	460,000 (300,000)	△100,000	
1 事業費	360,000	460,000	△100,000	○小中学校交通安全対策費 160,000 対策用品購入費(40,000円×4校)
				○連区事業費 150,000
				○広報活動費 50,000
				○交通安全被服費 0

項目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較 増△減	説明
5 千秋町連区防犯委員会費	490,000 (200,000)	510,000 (220,000)	△20,000	
1 活動費	490,000	490,000	0	○小中学校防犯対策費 200,000 対策用品購入費(50,000円×4校)  ○パトロール隊防犯対策費 290,000 青パト等運用費(千秋安全パトロール隊、 加茂防犯パトロール隊)
2 雑費	0	20,000	△20,000	
6 予備費	216,000	346,000	△130,000	
合計	8,106,000 (4,045,000)	8,548,000 (4,125,000)	△442,000	

※ 収入の部の( )内の数値は、地域づくり協議会交付金交付額

※ 支出の部の( )内の数値は、地域づくり協議会交付金充当額

※ 各事業間及び項目間の流用を認める。

# 社会福祉法人一宮市社会福祉協議会千秋支会会則

## (目的)

第1条 社会福祉法人一宮市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）支会設置規定に基づき、連区民の協力体制を確立し、自主的活動により、社会福祉事業の推進に努め、もって、連区民の福祉を増進することを目的とする。

## (名称及び事務所)

第2条 名称は、社会福祉法人一宮市社会福祉協議会千秋支会（以下「支会」という。）と称し、事務所を千秋町出張所に置く。

## (組織)

第3条 この支会は、協議会の会員資格を有するもので、次の者をもって組織する。

- ① 地域の代表者
- ② 地域福祉の代表者
- ③ 地域福祉に関係ある団体の代表者
- ④ ボランティア活動の代表者
- ⑤ 学識経験者
- ⑥ 本会の目的に賛同する個人又は団体の代表者

## (事業)

第4条 この支会は、協議会の事業方針に基づき、第1条の目的達成のため、次の事業を行う。

- ① 社会福祉事業の調査研究
- ② 社会福祉事業の啓蒙
- ③ 連区民の社会福祉に関係ある団体との連絡調整
- ④ 社会福祉事業の推進
- ⑤ 会員の増強
- ⑥ 共同募金分会との連絡及び協力
- ⑦ その他支会の目的達成のため必要な事項

## (役員)

第5条 この支会に次の役員を置く。

- ① 支会長 1名
- ② 副支会長 3名
- ③ 理事 若干名
- ④ 評議員 若干名
- ⑤ 会計 1名
- ⑥ 監査 2名
- ⑦ 顧問及び参与 若干名

## (役員選任方法)

第6条 支会長は、連区町会長代表者とする。

2 副支会長は、連区町会長副代表者・民生児童委員協議会長・女性部長とする。

3 理事は、評議員の中から支会長が委嘱する。

4 評議員は次により構成する。

町会長及び民生・児童委員並びに女性部・公民館・老人クラブ連合会・児童育成協議会役員とする。

5 会計・監査は支会長が委嘱する。

## (役員任期)

第7条 役員任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 役員中公職にある故をもって就任しているものは、その在任期間とする。

3 補欠により就任したる役員任期は、その残任期間とする。

## (役員職務)

第8条 支会長は、支会を代表し、会務を統括し、諸会議の議長となる。

2 副支会長は、支会長を補佐し、支会長事故あるときは、その職務を代理する。

3 会計は、支会の会計事務を掌る。

4 監査は、支会の業務及び会計を監査する。

## (会務)

第9条 評議員は、評議員会を組織し、第1条の目的達成のため、支会業務の運営を協議する。

2 理事は、理事会を組織し、支会業務の決定並びにこれの実施に参画する。

## (会議)

第10条 会議は支会長において、必要と認めるとき、支会長はこれを招集する。会議は3分の2以上の出席をもって成立し、2分の1以上の多数により決定する。

## (経費)

第11条 この支会の経費は、協議会の交付金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

## (会計年度)

第12条 この支会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(改正)

第13条 この会則の改正については、理事会及び評議員会において、それぞれ3分の2以上の同意を必要とする。

2 会則を改正した場合は、協議会へ届出するものとする。

付則

この会則は、平成14年4月1日から施行する。

